

大規模災害・事故時の支援体制に関する提言

日本法医学会

理念と目的

大規模災害・事故時には、多数の被災者と死者の発生が予想される。傷病者の対応は、臨床各科の医師によりなされるが、死者の権利擁護においても十分な配慮がなされるべきである。

大規模災害・事故時に行われる検案は、死亡者個人の戸籍・私権の抹消と相続権者の権利行便のための通常の医行為に含まれる業務に加え、災害や事故の発生原因の種別により生じてくる刑事訴訟法上の検証や、災害原因・疫学的調査や災害復興計画立案のための基礎的資料提示など、複数の目的を持って実施される必要がある。実際的には、検案に加えて、死因特定のための解剖支援体制や薬毒物検査や個人識別検査等の検案に付随する諸検査の支援体制が必要となり、関係記録の正確な作成と保存が肝要であり、また、遺体の安置・保存措置への助言も必要となる。このため、十分な法医学的能力を有する集団による検案・検査・書類作成が実施されることが望まれる。

大規模災害・事故時の検案における法医学に関連する諸問題に対し、日本法医学会が最終的に責任を担えるような体制を整えることが学会としての責務である。日本法医学会は、1993年から企画調査委員会並びに庶務委員会において大規模災害・事故時の支援体制の検討を続け、これら委員会の試案に基づき、1995年1月の阪神・淡路大震災において神戸市内の監察医地区での検案支援を行った。日本法医学会は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、大規模災害・事故時の検案活動に関して次の如く提言を行う。

1. 大規模災害・事故時に於ける日本法医学会の対応

死体検案の専門家は法医学者であるとの基本認識に基づき、大規模災害・事故時の死体検案は日本法医学学会が主体となって対応すべきものである。すなわち、災害現地の法医学関連機関（以下、災害現地機関とする）が、現地の地方自治体・警察本部、あるいは国、省庁等の行政機関から、死体検案の要請を受けた場合、先ず地区理事に連絡し、地区理事を介して日本法医学学会（具体的には、日本法医学学会理事長もしくは同庶務委員長）にその旨を伝え、それを受けて学会は理事長を本部長、庶務委員長を副本部長とする『死体検案支

援対策本部』を設置することとする。なお、各地の法医学関連機関は、この死体検案支援対策本部の指示、要請のもとにはじめて人員を派遣することとなる。死体検案についての最終責任は、災害現地機関の長が負うものとし、災害現地機関は地方自治体が現地に設置する災害対策本部の一機構として位置づけられるべきである。

複数の法医学関連機関（具体的には、大学法医学教室、あるいは監察医機関）をかかえる都道府県の場合は、予めなされていた協議あるいは、所轄警察署の通常の担当に従い、災害現地機関を定める。災害・事故に対して、司法解剖が必要な場合は、当該地域の司法解剖担当機関の鑑定人により実施するものとし、司法解剖担当機関の鑑定人による実施が困難な場合は、検察・警察当局と協議の上、当該機関の非常勤講師が実施するものとする。

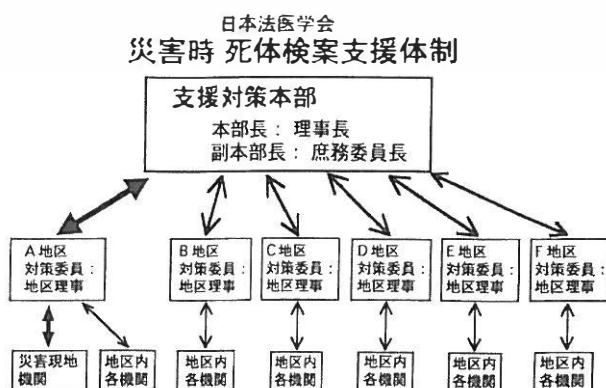


図1. 災害時協力体制

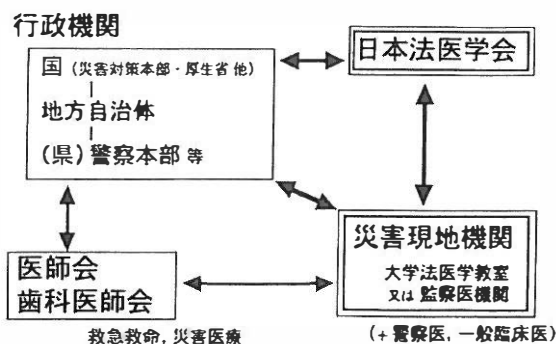


図2. 日本法医学会
災害時死体検案支援体制

支援体制を図1. 災害時協力体制、及び、図2. 日本法医学会災害時死体検案支援体制に示す。

2. 支援体制

1) 支援活動

臨床における医師と患者の関係の如く、死体検案は法医学医師の本務である。他面で、大規模災害・事故時の検案活動は法医学者の研鑽の場であるとも言い得る。検案にあつては、法医学上の諸問題に対応可能な能力を有する医師とその支援グループにより実施されるべきである。なお地方自治体あるいは現地警察等行政機関の常時のありかたから見て、負傷者の救護と同様に死体検案の要請が地区医師会あるいは地区警察医会に出される事態が当然予想されるが、その様な場合にも、死体検案の専門家は法医学者であるとの基本認識のもとに、すくなくとも死体検案に限っては、死体検案支援対策本部の支援を受け、災害現地機関が指導的立場に立つべきである。一方で、常時から、一般臨床医の検案指導を含め検案医師の養成に積極的に取り組み、死体検案マニュアルの作成などを行う必要がある。

2) 出動要請

災害現地機関への出動要請は、實際上、現地警察から受ける場合が大半であろう。しかし現地警察を含むいかなる行政機関から出動要請を受けるとしても、また災害現地機関を含むいかなる法医学関連機関が出動要請を受けるとしても、死体検案に関する支援体制は前述の如く、日本法医学会が設置する死体検案支援対策本部を頂点とする一つの体系で対応することが是非とも望ましい。なお日本法医学会の死体検案支援対策本部が、災害現地機関にどの程度の人的支援を行うかについては、現地の災害状況を踏まえ、災害現地機関が地区警察と協議の上、具体的な支援を求めるべきであるが、人的支援を必要としないと判断された場合にも、災害現地機関は、日本法医学会の死体検案支援対策本部への連絡を密に保ち、実状に応じていつでも日本法医学会としての支援が迅速に行える態勢でなければならない。災害現地機関の構成員は、被災情報入手のためからも速やかに現地機関に集合すべきである。また、支援活動に関して、日本法医学会の会員は全て日本法医学会の死体検案支援対策本部の指揮下で行動すべきである。派遣可能者リスト作成責任者である日本法医学会地区理事は、死体検案業務に支援出動している日本法医学会会員全員の掌握が必要であり、死体検案対策本部との連絡を密にしなければならない。

災害地域の内外のいずれに居る者であっても、日本

法医学会会員が災害地の死体検案業務に例外的に支援出動する場合は、地区理事にその旨を連絡し、その承諾を得た上で支援活動すべきである。

3) 派遣可能者リストの作成

大規模災害・事故の支援に際しては、各機関ごとに種々の災害対応可能な出動体制案を予め準備し、死体検案支援対策本部の指示、要請に対し出動・待機が臨機応変にできるようにフローチャートに記入しておくことが望ましい。

日本法医学会各機関は医師、歯科医師(法歯学)、薬毒物分析者、事務処理担当者ごとの出動可能者リストあるいは、これからなる検案チームリストを作成し、地区理事に提出する。地区理事はリストを掌握すると共に、地区別フローチャート・連絡網を作成し、各機関と法医学会への配布を行う。災害・事故発生時には、死体検案支援対策本部がリストに基づき人的配置を決定する。派遣可能者リストは氏名・所属・連絡先・担当分野・支援可能日数などの書き込み式にし、コンピューターネットワークなどを利用し、書き替え変更必要時ごとに適時更新するものとする。

4) 支援本部の役務

日本法医学会死体検案支援対策本部は、派遣者の決定と援護を行うものとする。

死体検案支援対策本部長、副本部長は、各地区理事からのリストにより派遣可能者リストに従って派遣者を決定する。支援活動出動者の援護のために、死体検案支援対策本部は日本法医学会として文部省など行政省庁・各大学への派遣依頼を公的に行うとともに、2次災害保障のため、支援活動参加者の損害保険加入を行う。また、災害現地機関及び災害現地各行政機関との連絡を密にし、派遣者の交通・連絡手段や宿泊施設、食料確保などの円滑化を計るものとする。

5) 連絡網

死体検案支援対策本部、各地区理事、法医学会各機関及び災害現地機関との相互連絡にあつては、既存の連絡網を利用し、NTT有線電話・FAX・無線電話、警察電話、パソコン通信ネットワークなど使用可能なものにて行うものとする。

6) 検案に際して

① 死体検案書書式と記載事項の統一性

死亡推定時刻推定規準、死因判定の規準化、外因死の追加事項の記載に関する統一性を現地災害検案本部の責任において事前に打ち合わせる必要がある。

② 記録・死体検案書原本保存

死体検案書原本・検案記録・損傷図・写真は全て、現地機関に帰属するものとする。派遣者が個人としてこれらを保存する場合は、個人の責任において複写すべきである。

③ 検案用具（各自・機関用意）

検案用具として、支援活動参加者が準備すべきものとして、印鑑、筆記用具、白衣、手袋（ゴム、綿）、長靴、温度計、巻き尺、ピンセット、試験管、穿刺針、開口器、懐中電灯、カメラなどが求められ、現地機関が準備すべきものは、検案記録用紙、検案書原本用紙などが考えられる。

④ ユニフォーム・腕章

日本法医学会が日本法医学会名入りのエンブレムや腕章などを準備しておくものとする。

⑤ 検案書発行

検案書発行機関は現地機関の1機関とし、支援派遣医師は、検案書原本に各人の住所を記載、謄本1部を埋火葬用に発行し、原本は、現地機関に保存、以降の交付請求には、検案医師の了解を得た後、現地機関責任者・代表者の謄本証明を添付し発行する。あるいは、郵送の形式をとる。原本

の機械複写が効率的と判断される。

⑥ 解剖

現地機関が監察医機関や行政解剖制度導入地域である場合は、通常の検案・解剖業務が重なるため特別な支援体制が必要となる。災害現地機関及び行政当局との事前協議が必要である。

⑦ 遺体の保存処置

遺体の搬入、納棺、保存処置にあつては、各都道府県警察の大規模災害・事故発生時検視対応マニュアルに準じ、遺体保存処置に対し助言を行う。

結び

傷病に対して最先端の医療が高度な専門家集団により実施されることが望まれるように、人権の擁護、尊厳を尊重する立場から死体検案に際してもその専門家である法医学者を中心として実施されるべきである。死体検案が救急医療及び災害医療の一環であるべしとの認識のもと、日本法医学会は、日本法医学会の検案支援体制が我が国の大規模災害・事故に於ける災害・救急医療体制に組み込まれるよう提言する。